雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることにより雇用を維持する場合、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成する。

景気の悪化

事業主

事業活動縮小要件

大企業

・最近3ヶ月の生産量又は売上高が直前3ヶ月又は前年同期比5%以上減

中小企業

・最近3ヶ月の生産量又は売上高が直前3ヶ月又は前年同期比減
・前期決算等の経常利益が赤字（生産量が5%以上減少している場合は不要）

実施内容

対象労働者に休業・教育訓練・出向を実施

対象労働者

雇用保険被保険者：期間を問わず全員（新規学卒者を含む）
被保険者以外　　：雇用期間6ヶ月以上

都道府県労働局

期間中の賃金・休業手当等について助成

助成率：　大企業　　2／3
　　中小企業　4／5

教育訓練費：大企業　　1,200円
　　中小企業　6,000円
（労働者1人1日あたり）

※　中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金（H20.12.1創設）による。

H21．2．6現在